

公益社団法人 日野法人会広報誌

ふれあい

vol. 185

2020.3・4

主な内容

- ◆ 令和2年度 税制改正大綱
- ◆ 税務署からのお知らせ

令和2年度 税制改正大綱

－法人会の税制改正提言－

中小企業に対する交際費課税特例措置の2年延長と 消費税の確定申告書提出期限の1ヶ月延長が実現！

政府は、令和元年12月20日に令和2年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた、交際費課税の特例措置及び少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の期限が2年延長され、軽減税率制度が導入された消費税の確定申告書の提出期限についても、1ヶ月の延長などが実現しました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■オープンイノベーションに係る措置の創設

青色申告書を提出し、自らの経営資源以外の経営資源を活用し高い生産性が見込まれる事業を行う法人が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、経済産業大臣の証明を受けた一定の企業の株式を取得し所有している場合に、取得価額の25%を限度として損金算入できる制度です。

保有しているだけで取得価額の25%相当を損金算入できるという点が特徴ですが、売却した場合や配当を受けた場合に、取崩し事由となるので注意が必要です。中小企業者は1,000万円以上の払込から、中小企業者以外は1億円以上の払込から、外国法人への投資の場合は5億円以上の払込から、となっています。

■5G(第5世代移動通信システム)投資促進税制の創設

青色申告法人で、特定高度情報通信等システム導入事業者に該当するものが、特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律の施行日から令和4年3月31日までの間に、特定高度情報通信用認定等設備の取得をして、事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却または15%の税額控除が選択できる制度です。

■連結納税制度の見直し

連結納税制度は、連結親法人と子法人など企業グループの損益を通算できるメリットがある制度です。そのメリットはそのままに、グループ通算制度として、その仕組が令和4年4月1日以後開始する事業年度から変更になります。

従来は、親法人が子法人の所得も含めて代表して申告し、修正申告などの際に必ず親法人が行う必要があるため親法人に負担のかかる制度でした。グループ通算制度では、グループ法人間で損益通算をした上で、各法人が法人税の申告を行う仕組みとなります。

■交際費税制

交際費の損金不算入制度について、その適用期限が2年延長されるとともに、中小法人が年間800万円の交際費まで損金算入できる制度についても2年延長されます。

接待飲食費の50%について損金算入を認める制度も2年延長されますが、資本金等の額が100億円を超える法人については、接待飲食費の50%について損金算入を認める制度から除外され、適用できないこととなります。

■企業版ふるさと納税の拡充

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除について、適用期限が5年延長されます。また、従来の企業版ふるさと納税では、寄附金が損金算入されることに加え税額控除で実質40%の会社負担であったのが、税額控除の限度額が大きくなり会社負担は10%となります。

■投資要件の厳格化

大企業において、研究開発税制を適用する際に、国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えることとする要件は、30%を超えることとする要件に厳格化されます。また、大企業の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除について、適用年度の国内設備投資額が当期償却費の90%以上とする要件について、95%以上へと厳格化されます。

いずれも、設備投資を積極的に行わない場合は、税の優遇を受けられないとする取扱いで、積極的な投資への後押しする趣旨の改正です。

■少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得などして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入できる制度が、2年延長されます。

所得税・住民税関係

■NISA制度の改正

未成年者が利用可能なジュニアNISAは、口座開設可能期間が予定通り令和5年12月31日までで、終了されることになりましたが、つみたてNISAの勘定設定期間は、令和24年12月31日まで、延長されることになりました。

一般NISAについては、令和5年12月31日までで、年間120万円まで投資できる制度は終了します。令和6年以降は①年間20万円までの投資信託への投資枠と、②年間102万円までの上場株式への投資枠の2階建ての構造になり、②の上場株式への投資を行うためには、その前提として①の投資信託への投資を行うことが必要となります。投資信託への投資枠については、その後つみたてNISAへ移行することが可能となります。

■未婚のひとり親に対する所得控除

未婚のひとり親の場合でも、①生計を一にする総所得金額等の合計額が48万円以下の子がいる場合で、②親の合計所得金額が500万円以下である場合は、35万円の所得控除が認められることとなります。

また、寡婦(寡夫)控除について、未婚のひとり親に対する所得控除と要件を同じくして、控除額が35万円に引き上げられます。従来の特例は廃止されることになりました。いずれも、令和2年分の所得税から適用されます。

■ 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算の特例の創設

個人が令和3年以後、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合に、国外不動産所得の損失がある場合には、国外中古建物の償却費に相当する部分は生じなかったものとみなされます。

国外の中古建物を購入して、中古建物に関する償却費を計上することで、赤字を作り、他の所得と通算することによる節税防止策です。

■ 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設

個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利について、市区町村の長による確認がなされたもので、取得日から売却したその年の1月1日に所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を控除できる制度が創設されます。なお、譲渡対価の額は500万円以下であることが条件となります。

土地基本法等の一部を改正する法律の施行日から令和2年7月1日のいずれか遅い日から、令和4年12月31日までの特例です。

消費税関係

■ 法人に係る消費税の申告期限の延長

法人税の確定申告書の提出期限の延長特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出することで、その提出した日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限が1ヶ月延長されます。

この改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用されます。申告期限の延長に伴い、延長された期間の消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を納付することになります。

法人税については、申告期限の延長が認められていましたが、消費税については延長の特例が存在しないため、先行して消費税の確定申告をするという難しいスケジュールが必要とされていました。法人会を含めた各界からの要望により改正が実現しました。

■ 居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度

居住用賃貸建物として利用される可能性のある建物で、取得価額1,000万円以上のものについては、仕入税額控除の適用が認められないこととなります。ただし、取得の年度から3年間の間に住宅の貸付以外の貸付を行った場合や、譲渡した場合には、調整計算が行われ、課税売上に対応する部分については、税額控除が受けられる仕組みとなります。

従来の制度では、いったん課税仕入を認めた上で、課税売上割合に変動があるような場合に調整される仕組みでした。ところが、居住用賃貸建物のように本来は非課税売上のために取得する場合でも、金地金の売買などにより課税売上割合を意図的に高めることで、全額控除できてしまうという問題点があったため、それを防止する趣旨での改正となりました。

令和2年10月1日以後に仕入を行った居住用賃貸建物から適用されます。ただし、令和2年3月31日までに契約している場合は、この制度は適用とならず、従来どおりの取扱いとなります。

■ 住宅の貸付に係る契約において貸付けの用途が明らかでない場合の取扱い

住宅の貸付に係る契約で、貸付けの用途が明らかでない場合であっても、その貸付けの用に供する建物の状況等から居住の用に供することが明らかな貸付けについては、消費税は非課税となります。

従来は、契約書で居住用であることが明らかである場合のみ非課税として取り扱われてきましたが、契約上明確でない場合は、実態により判断することになりました。居住用賃貸建物に関する特例を外すために、居住用と明記しないケースなどに対応したものと考えられます。令和2年4月1日以後に行われる貸付について、適用されます。

■ 高額特定資産の取得をした場合の特例の見直し

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度への適用制限をする措置の対象に、高額特定資産である棚卸資産が納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の適用を受けた場合も加えられることとなります。令和2年4月1日以後に、棚卸資産の調整を受けた場合に適用されます。

国際課税

■ 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応

特定関係子法人から受ける配当等が株式等の簿価の10%を超える場合に、益金不算入相当額を、その株式等の簿価から引き下げることになりました。

受取配当金の益金不算入を利用した上で、譲渡損を計上するスキームが利用できなくなります。

その他

■ 振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化

振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請を行うことを可能とするとともに、その際に電子署名及び電子証明書の送信が不要となります。令和3年1月1日以後の申請から適用できます。

■ 納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化

振替納税を利用している個人が、他の税務署管内へ異動した場合に、納税地の異動届出書に、異動後も従前の金融機関から振替納税を行う旨を記載したときは、異動後も継続して振替納税が利用可能となります。令和3年1月1日以後に提出する、異動届出書から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

軽減税率制度における税額計算の特例とは？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 互井 敏勝

 **リサ** 令和元年10月から軽減税率制度が導入され、消費税率が複数になりましたね。

 **サキ先生** 今後は売上げと仕入れを税率の異なるごとに区分して税額計算する必要がありますね。

 **リサ** 税率ごとに区分するのは大変そうですね。

 **サキ先生** 課税売上げと課税仕入れを税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者）については、売上税額と仕入税額について特例を用いて計算することができます。

 **リサ** 具体的にはどのように計算するのですか。

 **サキ先生** まず、売上税額の計算特例は、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間において、課税売上げ（税込み）の合計額に一定の割合を掛けて軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算します。この一定の割合は3種類あり、①課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに区分経理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、その事業に係る課税仕入れ等（税込み）に占める軽減税率の対象となる売上げにのみ要する課税仕入れ等（税込み）の割合（小売等軽減仕入割合）、②通常の連続する10営業日の課税売上げ（税込み）に占める同期間の軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）の割合（軽減売上割合）、③上記①と②の割合の計算が困難な中小事業者で主として軽減対象資産の譲渡等（約50%以上が軽減税率対象）を行う事業者の50/100（軽減

売上割合を50%とみなす）、があります。なお、①は簡易課税制度を適用しない中小事業者に限ります。

 **リサ** 課税売上げを税率の異なるごとに区分して経理できなくても、簡便的に軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算することができるのですね。

 **サキ先生** 次に、仕入税額の計算特例は、令和元年10月1日から令和2年9月30日の属する課税期間の末日までの期間において、課税売上げ（税込み）を税率ごとに区分経理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、その事業に係る課税仕入れ等（税込み）に、その事業に係る課税売上げ（税込み）に占める軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）の割合（小売等軽減売上割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税仕入れ等（税込み）を算出し、仕入税額を計算します。なお、課税売上げを税率ごとに管理できず、売上税額の計算特例として軽減売上割合（上記②又は③）を使用した場合は、その軽減売上割合を小売等軽減売上割合とみなして仕入税額を計算します。

また、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日の属する課税期間については、上記仕入税額の特例を適用せずに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税期間から簡易課税制度を適用できる特例があります。

 **リサ** この税額計算の特例は、卸売業又は小売業を営む事業者とそれ以外の事業者で適用できる特例が異なるので、制度を良く理解する必要がありますね。

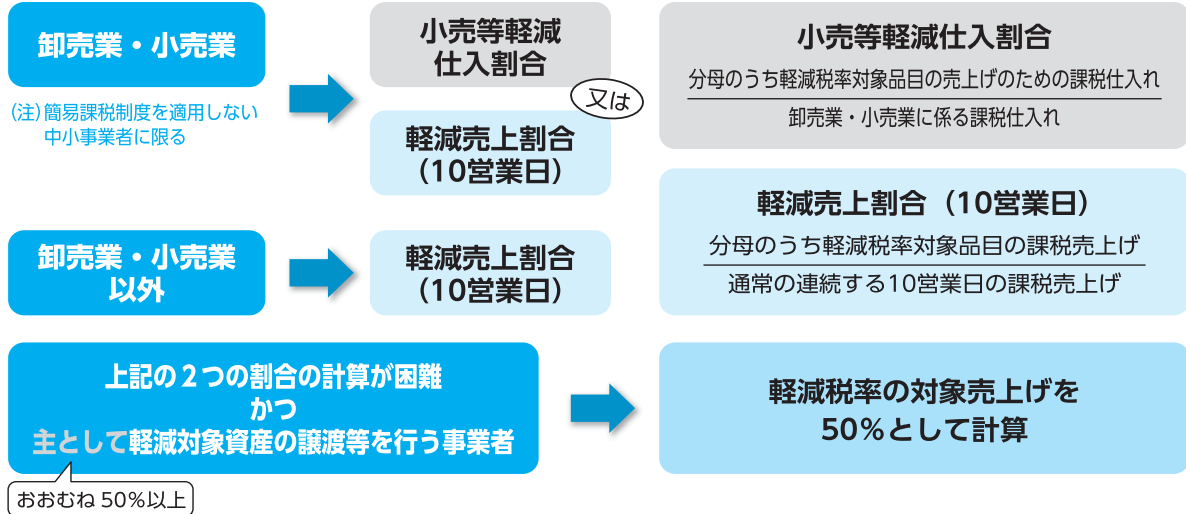
【筆者紹介】 互井 敏勝（たがい・としかつ）

1968年生まれ。東京国税不服審判所審判部、同所管理課、国税庁長官官房会計課、東京国税局総務部税務相談室などを経て、東京都中央区で税理士登録。近著「令和元年版 税制改正経過一覧ハンドブック」、「経営に活かす税務の数的基準」（共著、大蔵財務協会）、「所得税重要事例集」（共著、税務研究会）など。

軽減税率制度における税額計算の特例

売上税額の計算の特例

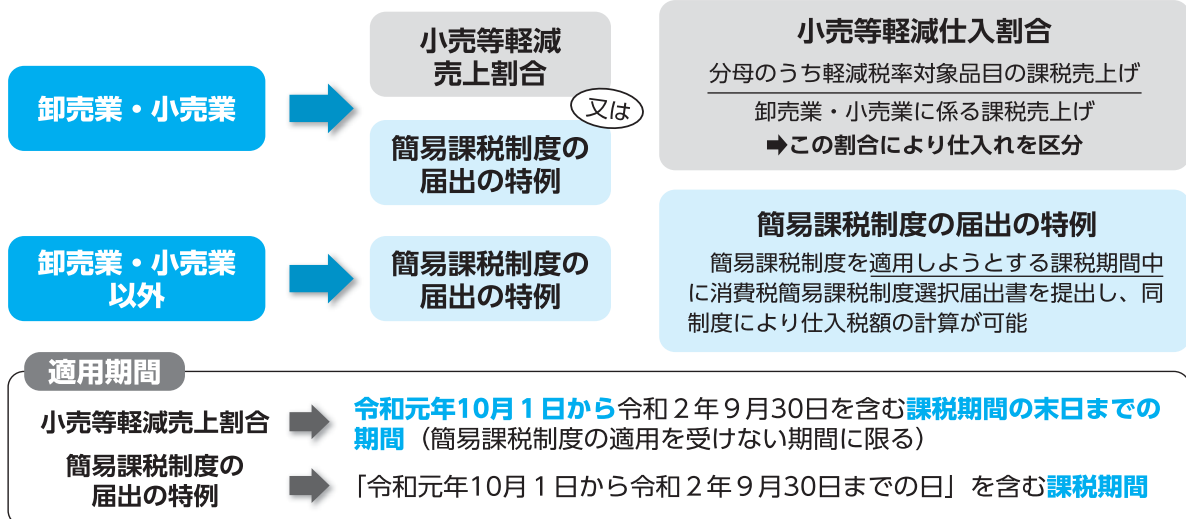
売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、令和元年10月1日から**令和5年9月30日**までの期間、次のいずれかの割合により売上げを区分することができる



卸売業、小売業以外の事業者は、軽減売上割合によって売上げを区分することができます。
これらの2つの割合の計算が困難で、かつ主に軽減対象資産の譲渡等を行う事業者は課税売上げの50%を軽減対象売上げとして計算することができます。

仕入税額の計算の特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次のいずれかの特例を適用することができる



小売等軽減売上割合を用いて区分する方法は、令和元年10月1日から令和2年9月30日を含む課税期間の末日までの期間とされ、簡易課税制度の届出の特例は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日を含む課税期間となります。

仕入税額の計算の特例については、適用対象期間が売上税額の計算の特例より短くなっていますので、注意してください。

新春講演会・税に関する絵はがきコンクール表彰式・ 新年賀詞交歓会開催

令和2年の年明けを祝って、新春講演会・税に関する絵はがきコンクール表彰式・新年賀詞交歓会が、1月8日京王プラザホテル多摩において盛大に開催されました。

第1部の新春講演会では、テレビの報道番組等でおなじみの中央大学法科大学院教授で弁護士の野村修也氏を講師に招き、「共通価値の創造（CSV）とは何か～企業に求められる新しい価値観～」と題し講演いただきました。

講演終了後、第2部の第10回税に関する絵はがきコンクールの表彰式を開催、入賞された小学生に賞状と記念品が、岩田会長、小磯女性部会長より贈られました。

引き続き別会場で行われた第3部新年賀詞交歓会には、来賓として岡靖二日野税務署長、佐伯文博八王子都税事務所長、大坪冬彦日野市長、阿部裕行多摩市長、高橋勝浩稲城市長ほか関係官公庁、税理士会をはじめとする税務関係団体、厚生制度受託会社など多数を迎え開催されました。



講演する野村修也教授
学生時代日野市で過ごした良き思い出話も!!



多数の会員、市民が聴講に



会長賞を受賞された
多摩市立東寺方小6年 佐藤桜来さん



受賞された小学生



新年の挨拶をする
岩田会長



来賓、会員合わせて170名が出席



岡日野税務署長



佐伯八王子都税事務所長



大坪日野市長



阿部多摩市長



高橋稲城市長

日野市長、多摩市長を講師に迎えて講演会



2月13日 イオンモール多摩平の森3階ホール
テーマ 日野市における税の使い道
講師 日野市長 大坪 冬彦氏



2月6日 多摩センターコロシアムホール
テーマ だれ一人取り残さない
SDGsへの取り組みと2020年多摩市の展望
講師 多摩市長 阿部 裕行氏

小学生起業家体験講座「ちびっこ商店街」 青年部会

青年部会では、2月8日～9日の2日間にわたって、第3回目となる小学生起業家体験講座「ちびっこ商店街」をイオンモール多摩平の森を会場に開催されました。日野市立豊田小学校の6年生でバスケットチームのメンバー10名の児童が2つのグループに分かれ、商品の企画から仕入れ、製造、販売、決算など一連の流れを子どもたち自ら行い、経営の楽しさを学びました。



イオンモール内の
特設会場



みんなで話し合い、売れる
商品を目指して企画会議



商品を仕入れて、楽しみ
ながら販売商品を製造



イオンモール内に販売所を
設けて手作り商品をPR

青年部会で租税教室



日野市立豊田小学校 6年生 1月25日



多摩市豊ヶ丘小学校 6年生 1月30日

その他下記の学校でも開催いたしました。

日野市立日野第一小学校 6年生	1月24日
日野市立仲田小学校 6年生	1月18日
日野市立夢が丘小学校 6年生	1月17日
多摩市立西落合小学校 6年生	2月21日
稲城市立稲城第二小学校 6年生	12月9日
稲城市立長峰小学校 6年生	1月28日



稲城市立城山小学校 6年生 1月18日（学校公開日）

源泉部会テーマ別研修会

源泉部会では、2月5日多摩信用金庫高幡不動支店を会場にテーマ別研修会が開催されました。

第1講座

テーマ 源泉所得税の誤りやすい事例研究Ⅱ
講師 日野税務署源泉所得税担当 佐々木 上席

第2講座

テーマ ハラスメントについて
講師 特定社会保険労務士 菅沼真奈美 氏



支部税務研修会開催

消費税率10%と軽減税率制度を主なテーマとして、日野税務署金子審理担当上席に解説いただきました。



日野地区第6支部
12月20日



日野地区第7支部
2月12日



日野地区第10支部
1月29日



稲城地区第1支部
2月19日

女性部会日帰りバス見学研修会

女性部会では、会員相互の研修と交流を目的に、1月23日日帰りバス見学研修会が開催されました。無添加化粧品等でおなじみのファンケル千葉工場や、つくば宇宙センターを見学し有意義な一日を過ごしました。



見学の記念にお土産も ファンケル千葉工場にて

今年も確定申告会場へ花鉢を女性部会



小磯部会長より岡署長へ

税に関する絵はがきコンクール作品提示

女性部会主催による第10回税に関する絵はがきコンクールに応募された全作品を、確定申告期間に合わせて、管内に掲示しました。



イオンモール多摩平の森 日野地区



多摩市役所内確定申告会場 多摩地区



稲城市役所1Fロビー 稲城地区

2020年度 国税専門官募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

国税専門官は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◆受験資格

1. 平成2年4月2日～平成11年4月1日生まれの者
2. 平成11年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◆申込手続

1. 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスを御利用ください。
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
2. 受付期間
令和2年3月27日(金)9時から令和2年4月8日(水) [受信有効]
3. 受験案内交付期間
令和2年2月3日(月)から令和2年4月8日(水)まで
9時から17時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)
4. 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

◆試験日

- 第1次試験 令和2年6月7日(日)
第2次試験 令和2年7月8日(水)から令和2年7月17日(金)までのうち指定された日時

(注) 詳細については、お気軽に東京国税局人事第二課試験係(電話(03)3542-2111 内線2162)までお尋ねください。

2020年度 国税庁経験者(国税調査官級)募集

適性かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験(国税調査官級)」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修後、各国税局(国税事務所)が管轄する税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問合せください。

記

◆試験概要

2020年度の試験概要については、令和2年7月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。

◆問合せ先

東京国税局総務部人事第二課試験係(TEL 03-3542-2111 内線2162)

【参考：平成31年度の実施状況】

◆最終合格者数(全国)：227名

◆受験資格 平成31年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者

◆試験日程

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 受験申込受付期間 | 8月中旬 |
| (2) 試験実施期間 | 9月から12月まで |
| (3) 最終合格発表 | 12月下旬 |



きれいな環境をクリエイトする
株式会社 日野衛生公社



業務内容

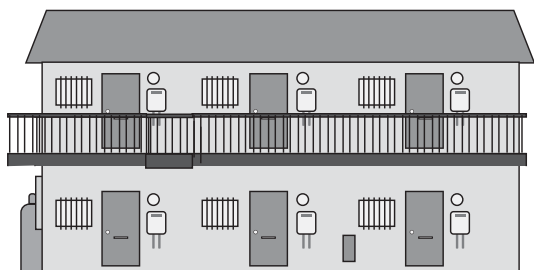
- ◆ 下水道管渠浚渫業務
- ◆ 下水道管TVカメラ調査
- ◆ 建築物飲料水貯水槽清掃管理
- ◆ 給排水衛生設備保守管理業務
- ◆ 産業廃棄物収集運搬処分
- ◆ 一般廃棄物及び事業系廃棄物収集運搬処分
- ◆ ビル・マンション排水管高圧洗浄清掃管理
- ◆ 汚水槽・雑排水槽・ビルピット・グリストラップ清掃

〒191-0024 日野市万願寺四丁目24番地の7
電話 **042-581-3177**
URL <http://www.hinoeisei.org>

〈日野地区 第13支部所属〉

有限会社 マルナカ・メンテナンス

不動産賃貸業（マンション・アパート）



東京都多摩市南野2丁目28番地の6

代表取締役社長 **峯岸 忠**

電話 **042-371-5040**

〈多摩地区 第8支部所属〉

運輸局認証工場

城所輪業

KIDOKORO
RINGYO

営業時間 am10:00～pm7:00
定休日/毎週水曜日・第三木曜日

**オートバイの事ならなんでも
城所輪業におまかせください。**

他店購入の
バイクも修理
いたします。

原付スクーターからBIGバイク、オンロードモデルから
オフロード、ビッグスクーターまで幅広く取り扱っております。
信頼と実績には自信あり。バイクのある素晴らしいライフスタイル
をサポートすることが私達の使命、喜びです。
皆様のご来店をこころより、お待ち申し上げております。

〒206-0812 東京都稲城市矢野口777 TEL.042-377-7621 FAX.042-377-7696
ヤマハ・エリアサービスショップ(ASS)・ヤマハスポーツバイク正規取扱店・プレストオフィシャルショップ

〈稲城地区 第1支部所属〉

今後の説明会・研修会・イベント等予定

4月22日(水) 14:00	新設法人説明会	日野税務署3階会議室
23日(木) 14:00	決算法人説明会	日野税務署3階会議室
5月12日(火) 17:00	多摩地区支部合同報告会/税務研修会	レストラン神谷
15日(金) 17:00	青年部会報告会	レストラン神谷
21日(木) 14:00	決算法人説明会	日野税務署3階会議室
26日(火) 16:00	第10回通常総会	京王プラザホテル多摩

詳細は日野法人会のホームページをご参照ください。(http://www.tohoren.or.jp/hino)
4月以降の研修会、説明会等につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、中止又は延期となる場合がございます。

法人会の法律相談

(東京法人会連合会)

法律全般 (相続等会社業務以外の相談も可)

1時間まで無料
お気軽にどうぞ!!



○詳細は、事務局までお問い合わせ下さい。

☎ 042-593-9900

第10回 通常総会のお知らせ

と き：5月26日(火) 午後4時

ところ：京王プラザホテル多摩

広報誌「ふれあい」に 折込チラシを同封しませんか。

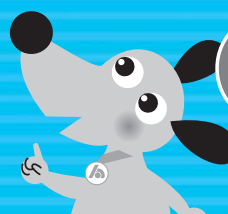
会員の皆様にお届けする広報誌「ふれあい」と一緒に折込チラシを同封いたします。配布は年6回(奇数月の15日発行)、配布先は日野市、多摩市、稲城市の会員企業約1,600社、他官公庁等。

封入費用は、1回あたり1万円です。詳細は事務局までお問い合わせください。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax



電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

編／集／後／記

節分が過ぎ、暦の上では立春、今年は暖冬により降雪量が記録的少なさです。農作物への影響で野菜の高値や夏の水不足が今から心配です。中国湖北省武漢市で昨年(令和元年)12月以降、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の発生が報告されて以来、多くの人々が集まるイベントや集会、立食パーティーなど全国各地で中止または延期の報告が続いています。日本経済への影響が心配です。インフルエンザ対策と同様の手洗い、うがいの励行、外出時のマスク着用などの感染対策を行いましょう。

広報委員 小磯 美江子

表紙 紹介

府中市郷土の森博物館の梅園 昭和62年に開園した約4万2千坪の広さの“郷土の森”がひろがるフィールドミュージアム、園内には府中の歴史や風土・自然を紹介する博物館本館、プラネタリウムや、8棟の復元建造物、広々とした芝生広場、梅園、水遊びの出来る池などがあります。施設内の梅園には、早咲きから遅咲きまで約60種1100本の梅が咲き誇っています。

写真提供 土井 一三(稲城市在住)

多摩ニュータウンを東西に横断して、調布市と稲城市の境である多摩川原橋と町田市小山町を結ぶ「南多摩尾根幹線道路」。延長16.6kmのこの道は、近年の自転車ブームのなかで「オネカン」として知られ、近郊だけでなく世界中からロードバイク（競技用自転車）乗りが集まる、サイクリストのメッカとなっています。

このオネカンをまたいで、稲城中央公園の総合体育館・総合グラウンドと野球場をつないでいる大きな歩道橋が「くじら橋」です。

ふつう、橋は橋げたを何本もの橋脚で支える重厚で無機質な構造物ですが、くじら橋は橋脚がなく、下面が滑らかな曲面で構成されており、船底を思わせるフォルムは一見すると何かのオブジェのようにも感じられます。

くじら橋の名称は、地域の小学生からの公募によって命名されたそうで、白く塗られた滑らかな曲面が子どもたちにはクジラのお腹にも見えたのでしょう。夜にはライトアップされ、昼間とは一味違ったムーディーな雰囲気を醸します。

橋の長さは107m、両端の橋台の間隔（支間）は100.5mあり、これだけの規模で橋脚の支えがない橋は大変珍しく、優れた橋梁に贈られる「土木学会 田中賞」をはじめ、プレストレストコンクリート技術協会賞、日本コンクリート工学協会賞など数々の賞を受賞しています。

「自転車のまち」としてサイクリストにも魅力のある街づくりを進める稲城市は、くじら橋のとともにサイクルカフェを開設して、市の新しい観光拠点とするよう計画しています。晴れた日には遠く新宿・六本木の高層ビル群やレインボーブリッジなども望める「くじら橋」。稲城の魅力を世界に発信する拠点としても親しまれることでしょう。

（参考：株式会社銭高組webサイト「橋ものがたり」）



滑らかな曲面が印象的



橋のたもとにはクジラの親子の石像も

